

修正前	修正後
<p>前文</p> <p>古くから近江と称された本県を拠点として全国で活躍した近江商人は、各地で日本酒をはじめとする醸造業を営み、日本酒を中心とした文化の育みと地域経済の発展に寄与し、全国の蔵元の中には、近江商人ゆかりの蔵元も少なくありません。</p> <p>(中 略)</p> <p>本県は、古くから交通の要衝であるとともに、穀倉地帯として知られ、近江盆地で生産される品質の高い米と琵琶湖を取り囲む山々を水源とする良質な地下水や伏流水を利用して酒造りが行われ、酒どころとして栄えてきました。いわば、豊かな自然の恵みを享受し、地理的風土から生まれ育まれた郷土の財産として<u>の価値を有する</u>のが近江の地酒です。</p> <p>また、日本酒は、蔵元で酒造りの伝統が受け継がれることにより、吟醸酒をはじめとする質の高い酒が生産されるとともに、日本酒に合う郷土料理や酒器を<u>生み出す</u>など、日本酒を中心とした文化を長年にわたり育み、地域経済の発展に寄与してきました。</p> <p>(中 略)</p>	<p>前文</p> <p>古くから近江と称された本県を拠点として全国で活躍した近江商人は、各地で日本酒をはじめとする醸造業を営み、日本酒を中心とした文化の育みと地域経済の発展に寄与し、全国の蔵元の中には、近江商人ゆかりの蔵元も<u>少なくない</u>とされています。</p> <p>(中 略)</p> <p>本県は、古くから交通の要衝であるとともに、穀倉地帯として知られ、近江盆地で生産される品質の高い<u>酒米</u>と琵琶湖を取り囲む山々を水源とする良質な地下水や伏流水を利用して酒造りが行われ、酒どころとして栄えてきました。いわば、豊かな自然の恵みを享受し、地理的風土から生まれ育まれた郷土の財産と<u>言える</u>のが近江の地酒です。</p> <p>また、日本酒は、蔵元で酒造りの伝統が受け継がれることにより、吟醸酒をはじめとする質の高い酒が生産されるとともに、日本酒に合う郷土料理や酒器が<u>生み出される</u>など、日本酒を中心とした文化を長年にわたり育み、地域経済の発展に寄与してきました。</p> <p>(中 略)</p>

修正前	修正後
<p>第1 目的</p> <p>1 この条例は、琵琶湖を取り巻く豊かな<u>自然の恵みは県民の宝であり、このような自然環境から誕生した近江の地酒の価値を再認識するとともに、</u>本県の経済、文化等に果たしている役割の重要性に鑑み、近江の地酒が<u>果たしている役割</u>、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、近江の地酒を積極的に使用してもてなし、その普及の促進を図り、もって豊かで潤いのある県民生活の形成に寄与することを目的とします。</p> <p>第2 県の責務</p> <p>1 県は、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、近江の地酒でもてなし、その普及を促進するため、乾杯の実施その他適切な方法（以下「乾杯等の方法」といいます。）により、県民、滞在者および旅行者（以下「県民等」といいます。）が近江の地酒に愛着を持ち、近江の地酒を自主的かつ積極的に使用して県外からの滞在者および旅行者をもてなす社会的気運を醸成するための広報活動の充実、新たな需要の開拓の推進その他必要な環境の整備に努めるものとしします。</p>	<p>第1 目的</p> <p>1 この条例は、琵琶湖を取り巻く豊かな自然環境から誕生し、<u>本県の経済、文化等に果たしている近江の地酒の役割の重要性に鑑み、近江の地酒の価値を再認識するとともに、</u>発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、近江の地酒を積極的に使用してもてなし、その普及の促進を図り、もって豊かで潤いのある県民生活の形成に寄与することを目的とします。</p> <p>第2 県の責務</p> <p>1 県は、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、近江の地酒でもてなし、その普及を促進するため、乾杯の実施その他適切な方法（以下「乾杯等の方法」といいます。）により、県民、滞在者および旅行者（<u>いずれも20歳以上の者に限る。</u>以下「県民等」といいます。）が近江の地酒に愛着を持ち、近江の地酒を自主的かつ積極的に使用して県外からの滞在者および旅行者をもてなす社会的気運を醸成するための広報活動の充実、新たな需要の開拓の推進その他必要な環境の整備に努めるものとしします。</p>

修正前	修正後
<p>第3 県民等の役割</p> <p>1 県民等は、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等を認識した上で、近江の地酒に愛着を持ち、乾杯等の方法により近江の地酒を自主的かつ積極的に使用するよう努めるものとします。</p> <p>2 省略</p> <p>第4 事業者の役割</p> <p>1 近江の地酒を製造する事業者は、質の高い近江の地酒を製造するよう努めるものとします。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>第4 県民等の協力</p> <p>1 県民等は、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等を認識した上で、近江の地酒に愛着を持ち、乾杯等の方法により近江の地酒を自主的かつ積極的に使用する<u>取組に協力する</u>よう努めるものとします。</p> <p>2 省略</p> <p>第3 事業者の役割</p> <p>1 近江の地酒を製造する事業者は、<u>県内で生産される農産物を用いて</u>質の高い近江の地酒を製造するよう努めるものとします。</p> <p>2・3 省略</p>